

保護者の皆様へ

### 学校感染症における出席停止について

学校における感染症の蔓延を防ぐために、下記の病気は学校保健安全法により「学校感染症」と定められ、出席停止期間が決められています。

医師の診察により、感染症と診断された場合は、速やかに学校へ連絡をしてください。学校感染症による欠席は、出席停止となり欠席扱いにはなりません。

医師の指示により、登校しても良いと診断を受けたら「学校感染症による登校許可書」に保護者の方が記入し、担任へ提出してください。

※「学校感染症による登校許可書」の用紙は、ホームページからもダウンロードできます。

### 学校感染症による登校許可書

東京都立青峰学園校長 殿

小・中・高・ \_\_\_\_\_ 年 組 氏名 \_\_\_\_\_

○をつける	感染症の種類	出席停止の期間の基準
	インフルエンザ (H5N1を除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後、5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化(かさぶた)になるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	その他( )	

医師の診断日 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

欠席期間 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ~ \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

医療機関 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

記入日 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 保護者名 \_\_\_\_\_ 印